

倉敷市農業委員会農地部会議事録

1 開催日時 平成28年2月9日(火)午前10時00分から午前10時40分

2 開催場所 倉敷市役所 5階502会議室

3 出席委員(13人)

農地部会長 18番 小野 健児 委員

農地部会長代理 16番 栗坂 正 委員

農地部会長代理 17番 岡 勝嗣 委員

委員

2番 柿本 太志 委員 4番 山地 康弘 委員 5番 中桐 敏憲 委員

6番 田邊 洋樹 委員 8番 安田 公彦 委員 9番 難波 福治 委員

12番 亀山 徹 委員 13番 難波 克巳 委員 14番 黒岡 勝美 委員

15番 光田 稔 委員

4 欠席委員(5人)

1番 古川 敦己 委員 3番 千田 甚治 委員 7番 小幡 通隆 委員

10番 難波 朋裕 委員 11番 原田 龍五 委員

5 農業委員会等に関する法律24条(議事参与の制限)に該当した委員

4番 山地 康弘 委員 5番 中桐 敏憲 委員 8番 安田 公彦 委員

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第18条の規定による許可申請について

議案第 5 号 農用地利用集積計画について

議案第 6 号 倉敷農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について

議案第 7 号 真備農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について

議案第 8 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議案第 9 号 耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の農地に該当するか否かの判断について

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第 2 号 農地法第 4 条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第 3 号 農地法第 5 条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第 4 号 農地法第 1 8 条の規定による通知について

報告第 5 号 農用地利用配分計画について

報告第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の取り止めについて

7 職務のため会議に出席した職員の職氏名

次長 池原 伸一 主幹 小橋 敏光 主任 日下部 啓司 主任 坂本 和司

主任 小林 龍治 主任 則本 真知子 副主任 早乗 周治

8 説明のために会議に出席した者の氏名

なし

事務局 池原次長	<p>(開会 午前10時00分)</p> <p>定刻となりましたので、ただいまから農地部会を開催したいと思います。</p> <p>それで、議事に入りたいと思います。農地部会の議事進行につきましては、倉敷市農業委員会会議規則により、議長は農地部会長が務めることになっておりますので、これより議事の進行は小野農地部会長さんをお願いしたいと思います。小野部会長さんよろしく申し上げます。</p>
小野農地 部会長 (以下 「議長」	<p>ただ今から、平成28年2月の農地部会を開会いたします。</p> <p>出席委員は18名中(13)名で、過半数に達しておりますので、農地部会は成立しております。</p> <p>それでは皆様のご協力を得て議事進行させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>これより議事に入ります。まず議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。倉敷市農業委員会会議規則第11条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>それでは(15)番(光田 稔)委員と(16)番(栗坂 正)委員にお願いします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の小橋主幹と坂本主任を指名いたします。</p> <p>以上で議事日程第1を終わります。</p> <p>それでは議事に入ります。1頁をお開きください。</p> <p>議事日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題にします。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局 則本主任	<p>則本です。それでは説明させていただきます。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございますが、1頁から2頁にかけて19件の申請がありました。</p> <p>権利の種類の内訳は、すべて所有権移転です。</p>

	<p>それでは、お手元に配付しております、「農地法第3条許可申請調査票」も併せてご覧ください。</p> <p>【議案第1号、1番から19番について調査票をもとに説明】</p> <p>1番につきましては、前回保留の案件です。前月、倉敷東地区協議会において譲受人を招致し意見聴取を行いました。現在の農地の状況と意見聴取内容を踏まえ、農地法第3条第2項各号に該当か否か協議中のため保留とのことでした。</p> <p>2番につきましては、前回保留の案件です。倉敷東地区協議会において、譲受人所有農地の全部耕作ができていないため保留とのことでした。</p> <p>その他、3番から19番につきましては、調査票のとおり問題のある案件はございませんでした。</p> <p>今回の案件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、1番及び2番については保留、3番から19番につきましては、調査票のとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしているものとして、異議なく許可とのことでした。</p> <p>ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>事務局の説明では、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ですが、1頁1番から2頁19番までの計19件の内、1番と2番は保留。残り17件は、別添調査票のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p> <p>【 異議なしの声あり 】</p> <p>異議なしということですので、議案第1号は、1頁1番から2頁19番までの計19件の内、1番と2番は保留。残り17件は、許可と決定いたします。</p> <p>次に、3頁をお開きください。議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題にします。</p> <p>それでは、事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>早乗です。説明は座ってさせていただきます。</p> <p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」でございますが、3頁</p>
議 長	
各委員	
議 長	
事務局 早乗 副主任	

<p>議 長</p>	<p>に1件の申請がございました。</p> <p>次に各案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第4条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。</p> <p>【議案第2号、1番について調査票をもとに朗読・説明】</p> <p>今回申請のありました、1番についてですが、許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第4条第2項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。</p> <p>また、この1件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可との意見でした。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願いたします。</p> <p>事務局の説明では、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」ですが、3頁1番は、別添調査票のとおり農地法第4条第2項各号に該当しないものとして、許可ということでございますが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p>
<p>各委員</p> <p>議 長</p>	<p>【 異議なしの声あり 】</p> <p>異議なしということでございますので、議案第2号は、3頁1番は、許可と決定いたします。なお、許可とした1件につきましては、2月29日開催予定の岡山県農業会議 常任会 議員会議に諮問し、転用相当との答申を受けた時には、すみやかに許可書を交付することといたします。</p> <p>次に、4頁をお開きください。議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題にします。</p> <p>おそれいります、安田委員さんに関係する案件がありますので、農業委員会等に関する法律第24条により、議事参与の制限に該当しますから退席して下さるようお願いいたします。</p> <p>(安田委員 退席)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、事務局から議案の説明をお願いします。</p>

事務局 早乗 副主任	<p>早乗です。説明は座ってさせていただきます。</p> <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」でございますが、4頁から5頁にかけて14件の申請がありました。</p> <p>次に各案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第5条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。</p> <p>1番と2番についてですが、農地転用を行う周辺農地の一部に違反転用がありました。また、違反転用以外の農地も耕作放棄地になっているため保留となっていた案件です。</p> <p>平成28年1月19日に申請代理人と農地転用を行う周辺農地の一部に違反転用がありました。また、違反転用以外の農地も耕作放棄地になっているこのことについて協議を行いました。耕作放棄地については、今後きちんと耕作を行う旨の申し出がありました。また、違反転用については平成28年1月4日に是正されていることが確認できました。以上により倉敷東地区協議会でご審議頂きましたが、異議なく許可とのことでした。</p> <p>3番から14番は、特に問題はございませんでした。</p> <p>以上により、1番から14番は、別添の調査票のとおり問題なく、許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。</p> <p>許可意見されました14件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可との意見でした。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明では、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、4頁1番から5頁14番までの計14件は、別添調査票のとおり農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はありませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>異議なしとのことですから、議案第3号は、4頁1番から5頁14番までの計</p>

	<p>14件は、許可と決定いたします。なお、許可とした14件につきましては、2月29日開催予定の岡山県農業会議 常任会 議員会議に諮問し、転用相当との答申を受けた時には、すみやかに許可書を交付することとします。</p> <p>事務局、安田委員さんに入室するように伝えてください。</p> <p>(安田委員 入室)</p>
<p>議 長</p>	<p>安田委員さんに報告いたします。</p> <p>議案第3号は全件承認されましたことを報告いたします。</p> <p>次に、6頁をお開きください。議案第4号「農地法第18条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>それでは、事務局から議案の説明をお願いします。</p>
<p>事務局 則本主任</p>	<p>則本です。それでは説明させていただきます。</p> <p>議案第4号「農地法第18条の規定による許可申請について」でございますが、6頁に1件の申請がありました。</p> <p>お手元にお配りしております、許可申請書の資料をご覧ください。</p> <p>こちらの案件は平成27年12月22日に農地法第18条第1項の規定に基づく許可申請書が賃貸人から提出されました。</p> <p>土地の表示は倉敷市藤戸町天城962番2 登記地目：田 地籍：1362㎡です。主な申請理由ですが、これまでの賃借人が死亡したため、賃借人の家族から農地を返すとは言われたが、解約手続きは相続していないからしない、賃借料も支払わないということから、賃貸借の解除又は解約の申し入れをしたいというものでございます。</p> <p>この案件について西地区協議会でご審議いただきましたが、お手元に配付の「審議計画」に基づき進めて行くこととし、来月賃貸人から意見聴取を行うということで、今回は保留とのご意見でした。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局の説明では、議案第4号の1番は保留とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はありませんか。</p>

各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>異議なしということですから，議案第4号の1番は保留とします。</p> <p>次に，7頁をお開きください。議案第5号「農用地利用集積計画について」を議題とします。</p> <p>おそれいります，山地委員さんと中桐委員さんに関係する案件がありますので，農業委員会等に関する法律第24条により，議事参与の制限に該当しますから退席して下さるようお願いいたします。</p> <p>(山地委員 中桐委員 退席)</p>
議 長	<p>それでは，事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局 則本主任	<p>則本です。それでは説明させていただきます。</p> <p>議案第5号の「農用地利用集積計画について」でございますが，7頁から11頁にかけて35件の計画が，倉敷市農林水産課に提出され，農業委員会に協議がございました。</p> <p>利用権の種類の内訳は，賃貸借2件，使用貸借32件，所有権移転1件です。</p> <p>また，所有権移転の案件を除き，利用期間の更新は13件で，更新切れを含む新規は21件です。</p> <p>面積は，農地利用集積円滑化団体による重複分を含めて75,092㎡です。</p> <p>今回，利用権設定を受ける借り手につきましては，農地中間管理機構によるものが1件，農地利用集積円滑化団体によるものが8件，農業生産法人によるものが3件，その他は個人です。</p> <p>また，借り手は耕作面積の下限を満たしており，農業専従者は，1人以上確保され，必要な農機具も所有しており，書類上の不備はありませんでした。</p> <p>次に9頁25番の所有権移転について説明させていただきます。</p> <p>本件は農地中間管理機構による農地売買等事業による所有権移転です。</p> <p>この農地売買等事業は，農地中間管理機構が離農農家や規模縮小農家等から農地を買い入れて，規模拡大による経営の安定を図ろうとする担い手農家へ農地の売渡</p>

<p>議 長</p>	<p>しや貸付けを行います。</p> <p>前月の議案で農地中間管理機構への所有権移転について承認をいただきましたが、今回は農地中間管理機構から担い手農家へ売渡しを行うものです。</p> <p>議案第5号の各案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、35件とも承認が相当と判断します。</p> <p>なお、各地区協議会でご審議いただきましたが、すべて異議なく承認とのご意見でしたことをあわせてご報告いたします。</p> <p>ご審議のほどよろしく、お願いいたします。</p> <p>事務局の説明では、議案第5号「農用地利用集積計画について」は7頁1番から11頁35番までの計35件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、承認とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしということでございますので、議案第5号は、35件全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、承認と決定いたします。</p> <p>事務局、山地委員さんと中桐委員さんに入室するように伝えてください。</p> <p>(山地委員 中桐委員 入室)</p>
<p>議 長</p>	<p>山地委員さんと中桐委員さんに報告いたします。</p> <p>議案第5号は全件承認されましたことを報告いたします。</p> <p>次に、12頁をお開きください。議案第6号「倉敷農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について」を議題とします。</p> <p>それでは、事務局から議案の説明をお願いします。</p>
<p>事務局 早乗 副主任</p>	<p>平成28年1月15日付(農第1504号)で倉敷市長から倉敷農業振興地域整備計画の変更に対する意見を求められています。</p> <p>市町村が農業振興地域整備計画を変更しようとするときは、農業振興地域の整備</p>

	<p>に関する法律施行規則第3条の2の規定により、当該市町村の長は、農業委員会の意見を聴かなければならないとされています。</p> <p>これらについて、各地区協議会でご審議いただきましたが、農2についてご説明いたします。申請人は玉野市に居住しておりこの度、相続をうけた申請地へ農家住宅を建築するために農用地除外申し出を行っているものです。しかし、申請人は耕作を行っておらず、耕作実績の確認が取れませんでした。また、玉野市に自己住宅を所有しており2軒目の住宅となるため、農地転用の見込みはないと判断しました。以上により、21頁回答案のとおり回答することで承認とのことでした。</p> <p>ご審議よろしくお願いたします。</p> <p>事務局の説明では、議案第6号「倉敷農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について」は、21頁回答案で回答してよろしいかとのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p> <p>【 異議なしの声あり 】</p> <p>異議なしとのことですので、議案第6号は承認されました。</p> <p>次に、22頁をお開きください。議案第7号「真備農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について」を議題とします。</p> <p>それでは、事務局から議案の説明をお願いします。</p> <p>平成28年1月15日付(農第1505号)で倉敷市長から真備農業振興地域整備計画の変更に対する意見を求められています。</p> <p>市町村が農業振興地域整備計画を変更しようとするときは、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、当該市町村の長は、農業委員会の意見を聴かなければならないとされています。</p> <p>これらについて、真備地区協議会でご審議いただきましたところ、「農1」「分1」「分2」「他1」「他2」の5件につきましては、特に問題はございませんでした。「農2」につきましては、5月に申請されたものが、協議に進展のないまま、再度申請されたものです。また「分3」につきましては、当該申請地を転用することにより給排水について周辺農地との調和がとれなくなる恐れがあるため、具体的</p>
--	---

議 長	<p>な対策案の提示をお願いしていましたが、未だに提示がなされておられません。</p> <p>以上により、25頁の回答案のとおり回答することで承認とのことでした。</p> <p>ご審議よろしくお願いたします。</p> <p>事務局の説明では、議案第7号「真備農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について」は、25頁の回答案で回答してよろしいかとのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>異議なしとのことですので、議案第7号は承認されました。</p> <p>次に、26頁をお開きください。議案第8号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題とします。</p> <p>それでは、事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局 小橋主幹	<p>小橋です。議案第8号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」ご説明いたします。26頁をご覧ください。東地区で1件、玉島地区で2件の申請がありました。</p> <p>1番の東地区の特例適用を受けようとする申請人の自宅の所在は加須山で、国道2号線加須山交差点の南西約40mに位置しており、相続人と被相続人は同居しておりました。申請農地は、自宅の北に隣接した田と国道2号線の北にある二日市地区で自宅から約60mの距離にある田です。</p> <p>加須山332-1は農業用倉庫とスロープなどを除く293.44㎡を、二日市319-6は農業用倉庫を除く1,106.75㎡を申請しております。いずれも通作距離も問題なく、被相続人は生前農業を営んでいたものと判断されます。</p> <p>2番、3番の特例適用を受けようとする申請人の自宅の所在は玉島黒崎と玉島黒崎新町で、申請人は兄弟です。</p> <p>まず、2番の申請者の自宅は黒崎新町にあり、黒崎新町公園の南約30mの位置です。被相続人の自宅は、黒崎のバス停の西約30mの位置です。申請農地は被相続人の自宅の南約150mの位置にある田で、通作距離も問題なく被相続人は生前農業を営んでいたものと判断されます。申請農地の一部にある農業用倉庫を除く、</p>

	<p>2,049㎡を申請しております。</p> <p>続いて、3番の申請者の自宅は黒崎のバス停の西約50mの位置です。被相続人の自宅は、申請者宅の東隣です。申請農地は2筆で、いずれも被相続人の自宅の南約150mから160mの位置にあり、通作距離も問題なく被相続人は生前農業を営んでいたものと判断されます。そのうち玉島黒崎3359番1は農業用倉庫を除く853㎡を申請しております。</p> <p>また、1番、2番、3番いずれの申請農地も、農業委員会の農家台帳上耕作権の設定はありません。</p> <p>そして、相続人は被相続人の死亡の日の翌日から起算して10ヶ月以内に農業経営を開始し、引き続き経営を行うと認められる者と判断可能であるため、特例の対象となる要件に該当するものとして、事務局は承認が相当と判断しました</p> <p>これらの調査内容について各地区協議会でご審議いただきましたが、特例の対象となる要件に該当するものとして、異議なく承認とのご意見でしたことをあわせてご報告いたします。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>事務局の説明では、議案第8号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」は、26頁1番から3番までの計3件は、承認とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>異議なしとのことですので、議案第8号は承認されました。</p>
	<p>次に、27頁をお開きください。議案第9号「耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について」を議題とします。</p>
	<p>それでは、事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局 池原次長	<p>議案第9号「耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について」ですが、平成20年策定の耕作放棄地全体調査実施要領に基づき、農業委員の皆さんに耕作放棄地に係る全体調査をお願いし、実施しました。その調査時において、山林・原野化している等、農地に復元して利用することが困難と思</p>

われる土地62筆について、倉敷市農林水産課より農業委員会に農地・非農地の判断を依頼されたものです。

現況調査結果に基づき、耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断は、28頁から31頁の判断結果のとおりです。内訳は、非農地と判断したものが25筆、農地と判断したものが37筆です。

なお、各地区協議会でご審議いただきましたが、すべて異議なく承認とのご意見でしたことをあわせてご報告いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議 長

事務局の説明では、議案第9号「耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について」は、27頁から31頁のとおり、判断したとのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。

各委員

【 異議なしの声あり 】

議 長

異議なしとのことですので、議案第9号は承認されました。

以上で審議案件は終了いたしました。

次に32頁をお開きください。

ここからは報告案件です。

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について

38頁をお開きください。

報告第2号 農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について

42頁をお開きください。

報告第3号 農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について

50頁をお開きください。

報告第4号 農地法第18条の規定による通知について

52頁をお開きください。

報告第5号 農用地利用配分計画について

53頁をお開きください。

報告第6号 農地法第5条の規定による許可申請の取り止めについて

<p>事務局 小林主任</p>	<p>一括して事務局に説明をお願いします。</p> <p>32頁をお開きください。</p> <p>報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、32頁から37頁にかけて36件の届出がありました。</p> <p>本件は農地法等の許可を要しない権利移動について、届出書が提出されたものでございます。</p> <p>次に38頁をお開きください。</p> <p>報告第2号 「農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、38頁から41頁にかけて24件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。</p> <p>次に42頁をお開きください。</p> <p>報告第3号 「農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、42頁から49頁にかけて53件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。</p> <p>次に50頁をお開きください。</p> <p>報告第4号 「農地法第18条の規定による通知について」でございますが50頁から51頁にかけて15件の通知が農業委員会に提出されました。</p> <p>以上1号は相続等による所有権、賃借権の取得に係る許可の要らない届出であり、2号から4号につきましては、地区担当の農業委員さんにご確認頂き、事務局長専決で事務処理を完了しております。</p> <p>次に52頁をお開きください。</p> <p>報告第5号「農用地利用配分計画について」でございますが、52頁に、1件の利用配分計画が岡山県知事により認可されました。こちらは、農地中間管理機構である公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団が、平成27年12月1日付けで農地中間管理権を取得した農地において、借り手との使用貸借権が設定されたものです。</p> <p>次に53頁をお開きください。</p> <p>報告第6号「農地法第5条の規定による許可申請の取り止めについて」でございますが、53頁に1件の取り止め届が農業委員会に提出されました。</p>
---------------------	--

<p>議 長</p>	<p>報告案件については以上です。 ご確認のうえ、ご承認をお願いします。</p>
<p>各委員</p>	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの事務局の説明について、なにかご質問がありますか。</p> <p>ご異議ないものと認め、報告第1号から報告第6号についてはすべて承認することと決定します。 事務局他に、何かありますか。</p>
<p>事務局 池原次長</p>	<p>ご審議ありがとうございました。</p> <p>次回の農地部会は、平成28年3月9日(水)午前10時より、倉敷市役所502会議室にて予定しております。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>皆様方には公私にわたり、ご多忙の中を当部会にご出席をいただき、迅速かつ適切なご審議をたまわり、誠にありがとうございました。皆様のご協力を得て無事、議事進行をすることができました。</p> <p>次回農地部会は先ほど事務局から案内があったとおりですので、ご出席のほど、よろしくお願いたします</p> <p>これにて、散会いたします。</p> <p>(閉会 午前10時40分)</p>

農業委員会部会会議規則第 11 条第 2 項の規定により署名・押印をする。

平成 28 年 2 月 9 日

倉敷市農業委員会

農地部会長

署名委員

署名委員